

農事組合法人における労働者性について

○農事組合法人とは

農業協同組合法に基づいて設立され、組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進することを目的とする法人。3人以上の農民（※）が発起人となる必要があり、行うことのできる事業は農業関連に限られ、個人の組合員は原則として農民に限られる。

※農民：みずから農業を営み、または農業に従事する個人

○農事組合法人の人員構成と報酬支払制度

構成員の種類	従事分量配当制	確定給与制
代表理事、理事、幹事（組合員）	配当	役員報酬
一般組合員	配当	賃金
組合員の家族（非組合員）	賃金	賃金
一般労働者（非組合員）	賃金	賃金

従事分量配当制： 法人が獲得した利益を組合業務の従事量に応じて配当するもの、税務上は事業所得

確定給与制： 通常報酬や給与となるもの、税務上においても給与所得

○構成員等の組合員の労働者性

・従事分量配当によるとき

従事分量に応じた利益の配分という性格のため、労働の報酬と認められず、原則として労働基準法上の労働者にはならない

・確定給与によるとき

①当該法人の一体的な指揮監督を受けて、常時従事している、②明確な賃金が支給されている、③労働者名簿、賃金台帳が整備されている、④給与から所得税の源泉徴収が行われている——等の総合的な判断により労働者性が判断される

○最近の労働者性判断の事例

法人理事がオペレーター賃金部分について、労災保険（一般）に加入していたが、事故発生時に労働者性がないとして、労災の給付が認められなかった。その理由として、①オペレーター賃金を時給ではなく1反あたりいくらで算出していた（賃金は労働時間に対して支払われるものであるため賃金ではないと判断）、②定款で業務執行権が認められる——があげられた。

◆事務局便り◆

今回の事例は、会員より寄せられたものです。農事組合法人の組合員は、労働者性の判断に難しいところがあります。皆さんもこういった事例等ありましたらご連絡ください。